

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つと考えております。コンプライアンス、ディスクロージャー(情報開示)及びリスクマネジメントにつきましては、経営陣のみならず、全社員が認識し実践することが重要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
内藤 裕紀	53,900	39.35
楽天株式会社	26,750	19.52
小上 勝造	6,167	4.50
廣瀬 敏正	5,468	3.99
井上 陽平	4,560	3.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,087	2.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,831	2.06
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,332	1.70
田中 忠雄	1,358	0.99
山口 憲一	1,097	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
石川 智哉	他の会社の出身者		○	○	○	○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
石川 智哉		<p>楽天株式会社(以下「楽天社」)の執行役員を兼務しており、同社は平成25年3月末日現在当社の議決権の19.52%を所有し当社は同社の持分法適用関連会社となっているほか、当社と業務提携関係にあります。当社の取引先である楽天株式会社の業務執行者ではありますが、取引の規模、性質に照らして株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。</p>	<p>コンサルティング業界及びIT業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見をもとに社外の客観的見地から、経営的助言を得ることを目的として就任しております。なお、楽天株式会社は当社の大株主ではありませんが、同社及びそのグループ会社との取引比率は僅少であり、また同社からの事業上の制約はありませんので、一定の独立性が確保されていると考えております。</p> <p>石川智哉氏が執行役員を務める楽天株式会社と当社との間で、親子、兄弟会社関係、取引関係、親族関係等独立性を判断する主要な要素のいずれにおいても、独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼす方ではありません。なお、楽天株式会社は当社の大株主ではありませんが、同社から当社に対しての事業上の制約はなく、取引金額が僅少であります。したがって、石川智哉氏は当社に対して独立性を有しているものと考えております。</p>

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人であるトーマツ監査法人と定期的及び随時会合を行い、監査計画、監査結果に関して意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
南 敬三	公認会計士									○
杉本 一志	弁護士				○					○
青木 理恵	公認会計士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
南 敬三	○	常勤監査役であります。	公認会計士としての知識をいかした客観的かつ専門的な立場からのチェックにより、監査の実行性を図るためであります。なお、同氏は有価証券市場規程施行規則第211条第4項第5号bに掲げる要件に該当せず、判断や経済的側面において独立性が確保されていると考えております。 [独立役員の確保の状況] 東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当することから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
杉本 一志		非常勤監査役であります。	弁護士としての知識をいかした客観的かつ専門的な立場からのチェックにより、監査の実行性を図るためであります。なお、同氏は有価証券市場規程施行規則第211条第4項第5号bに掲げる要件に該当せず、判断や経済的側面において独立性が確保されていると考えております。
青木 理恵		非常勤監査役であります。	公認会計士としての知識をいかした客観的かつ専門的な立場からのチェックにより、監査の実行性を図るためであります。なお、同氏は有価証券市場規程施行規則第211条第4項第5号bに掲げる要件に該当せず、判断や経済的側面において独立性が確保されていると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値・株主価値を向上させることを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成25年3月期における当社取締役に対する報酬は以下の通りであります。
取締役を支払った報酬 101,749千円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役及び社外監査役のサポートは経営管理本部において行っております。社外取締役へは、取締役会の議事が効率的にすめられるよう付議事項等について、事前説明を行っております。また、社外監査役のうち1名は常勤監査役として社内に常駐しており、ヒアリング・資料提出等適宜必要な情報の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

取締役会は、5名の取締役(社外取締役1名)で構成され、原則月1回の定時取締役会を開催し、重要な事項はすべて付議され、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえに経営上の意思決定を行っております。

(b) 監査役及び監査役会

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、監査役は、いずれも独立性が高い社外監査役であり、財務・会計の専門的な知見を有しております。監査役会は、原則として隔月1回開催し、必要事項を協議するほか、情報の共有化を図っております。また、監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を行っております。なお、当社は資本金の額が5億円以上であることから、会社法上の大会社に該当するため、監査役会を設置しております。

(c) 経営会議

会社の業務遂行に関する重要事項について、取締役会の他に個別経営課題の審議の場として、取締役、常勤監査役及び執行役員により構成する経営会議を毎週開催しております。ここでは、情報の共有化を図ることにより業績の向上とリスクの未然防止を図っております。

(d) 会計監査人

有限責任監査法人トーマツとは、監査契約を締結しております。有限責任監査法人トーマツからは、独立監査人としての立場から、財務諸表等に対する会計監査を受けるとともに、内部統制及び重要な会計的課題に対しての指導を受けております。当期における、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名(敬称略)

指定有限責任社員・業務執行社員 松本 保範

指定有限責任社員・業務執行社員 瀬戸 卓

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

会計士補等 4名

その他の補助者 1名

なお、当社は資本金の額が5億円以上であることから、会社法上の大会社に該当するため、会計監査人を設置しており、有限責任監査法人トーマツが会計監査人として選任されております。

(e) 内部監査、監査役会及び会計監査の状況

内部監査担当者が監査を計画的に実施しており、監査結果を代表取締役へ報告しております。被監査部門に対しては、監査結果の報告に対し、改善事項の指摘及び指導を行うとともに改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。また、当社の監査役はいずれも社外監査役であり、会計監査人及び内部監査室と定期的及び随時機会を行い、監査計画、監査結果等に関して意見交換を行う等の連携を図ることにより監査機能を強化しております。そのため、専門的な知識・経験や情報による助言機能及び客観的な立場による監督機能について行使が期待できる体制であり、十分なガバナンス体制が構築されていると考えております。

(f) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

取締役へのインセンティブ付与に関する

施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

ストックオプションの付与対象者社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

(個別の取締役報酬の)開示状況個別報酬の開示はしていない

報酬の額又はその算定方法の決定方

針の有無

なし

監査役と内部監査室は、定期的に会合し監査役監査の結果と内部監査室の内部監査の結果を相互に共有しております。また、それらは代表取締役へ報告され、改善に取組む事項がある場合は、内部監査室が各部門に改善を指示し、改善に取組む仕組みを構築しております。監査役、内部監査室、代表取締役は、会計監査人より定期的に監査の概要について報告を受けております。改善に取組む事項がある場合は、内部監査室を通じ、各部門が改善に取組む仕組みを構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名により各自の経験や見識に基づいた監督機能を持つことで、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。また、監査役3名は皆、社外監査役であり、独立性が高く、うち2名は公認会計士であり財務会計に関する専門的な知見を有する社外監査役であり、1名は弁護士として法律に関する専門的な知識を有する者であります。さらに、取締役1名は、社外取締役であり、豊富な実務の知見から取締役会などの意思決定において客観的な監督機能を果たす者であります。従いまして、それぞれの経験、知識等に基づき、コーポレート・ガバナンスの視点の上での監視・監督・監査機能の専門性、客観性及び独立性は十分担保されているものと考えており、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表者による会社説明会を開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに適宜IR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部において行っております。	
その他	2012年6月、12月に代表者による個人投資家向け会社説明会を実施いたしました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	成長産業であるインターネット業界において事業展開していくことで、継続的に雇用を生み出すことが社会貢献の1つに繋がるものと認識しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。また、株主が当社に関する情報を公平にかつ容易に取得し得る機会を確保するため、平成18年3月期から当社ホームページ上に決算短信、決算説明会資料、四半期報告書、有価証券報告書、適時開示資料等の株主の利害に直接的影響を及ぼすと思われる情報を随時掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守に関する基本方針として「コンプライアンス行動規範」を制定し、取締役、監査役、執行役員及び使用人に周知する。
 - (2) 取締役及び執行役員は、法令等の遵守に関する基本方針であるこの「コンプライアンス行動規範」に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。
 - (3) コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を、取締役会の下部組織として設置する。
 - (4) 取締役会の決議事項については、決議の前に取締役及び執行役員で構成する経営会議で十分に審議・検討を行う。この際、必要に応じて、コンプライアンス委員がこれに参加する。
 - (5) すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人が法令等の遵守を実現するために、「コンプライアンス規程」及びその具体的な手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を策定する。コンプライアンス体制構築の遂行状況については、定期的にコンプライアンス委員会及び取締役会に報告する。
 - (6) すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。さらに通報者に対する不利益な取扱いの禁止を「内部通報規程」等でルール化する。
 - (7) 「危機管理規程」等を定め、取締役、監査役、執行役員及び使用人による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規定する。
 - (8) 他の業務部門から独立した内部監査室による内部監査を実施する。
2. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」で明確にする。
 - (2) 取締役及び執行役員による効果的な業務運営を確保するため、「業務分掌規程」を定めるとともに、取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図ることを目的として、「職務権限規程」を定める。
 - (3) コーポレートガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。執行役員に関する基本的事項は、「職務権限規程」及び「執行役員規程」で定める。
 - (4) 取締役会、経営会議や月次での従業員向け報告会を活用し、情報や認識の共有を適時適切に行うことで取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (5) 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に則り、取締役会において中期経営計画を策定する。中期経営計画の進捗状況及び推進結果については、定期的に、取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、取締役会において中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行う。
3. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」「情報管理規程」によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保管・管理する。また、情報の保管及び管理が、同規程に従い適正になされているか否かを内部監査室による監査等により確認する。
 - (2) 「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」を定め、当社の情報資産を適切に管理し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「グループリスク管理基本方針」を定め、リスク管理体制を整備する。
 - (2) リスクを統括管理するため、グループ経営会議にて、リスクの状況について各部門、及び各グループ会社の代表取締役から報告を受け、各種のリスクの状況を把握・管理する。
 - (3) 危機事態への対応に関する基本方針及び基本的事項を定めた「グループ危機対応方針」を策定し、各グループ会社で「危機管理規程」を策定し、危機対応体制を整備する。
 - (4) 他の業務部門から独立した内部監査室による内部監査を通じて各部門の内部管理体制、及び各グループ会社の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する。
5. 当社及びその親会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループの基本理念、経営姿勢を示した「グループ経営方針」を定めると共に、これを浸透させ、グループ各社において、「コンプライアンス行動規範」の周知・徹底や内部通報窓口の設置等の促進を図る。
 - (2) グループ会社に事業計画や実績の報告を求めると共に、「グループ経営方針」を明確にする。
 - (3) 上記の「グループ経営方針」には次の方針を含める。
 - グループ経営計画に関する基本的な方針
 - グループ人事に関する基本的な方針
 - グループ資本政策(配当政策を含む)に関する基本的な方針
 - グループのリスク管理及び危機対応に関する基本的な方針
 - グループのコンプライアンスに関する基本的な方針
 - グループの内部監査に関する基本的な方針
 - グループの内部取引に関する基本的な方針
 - (4) グループ内における緊密な情報連携のため各グループ会社の取締役で構成する会議体として「グループ経営会議」を設置し、「グループ経営会議規程」を定める。
6. 監査役が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・ 監査役が監査職務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、監査役の要請があった場合、速やかに適切な人員配置を行う。
 - ・ 監査役又は監査役会より監査役会の要員等についての要請があれば取締役及び執行役員はこれを尊重する。
 - (2) 上記の使用人の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役は、コンプライアンス委員会、内部監査室、監査役の職務を補助する使用人の人事評価・人事異動等に関し、意見を述べることができ、取締役及び執行役員はこれを尊重する。
 - (3) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び執行役員から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - ・ 前記の重要な会議に付議されない重要な起案書及び報告書等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。
 - ・ 取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を監査役に直ちに報告する。
 - (4) その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 代表取締役社長は監査役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
 - ・ 内部監査部門である内部監査室は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
 - ・ 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査役に監査に必要と判断した資料・情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備する。
 - ・ 監査役並びに監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、経済活動にも障害となる反社会的勢力との一切の関係を遮断することを、「コンプライアンス行動規範」及び「反社会勢力排除規程」に明記しており、反社会的勢力並びに団体による不当な要求には断固とした態度でこれを拒絶します。
2. 反社会的勢力による不当な要求に対しては、経営管理本部を対応統括部署として、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関との緊密な連携により、事案に応じて関係部門と協議のうえ対応します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、個人情報漏洩についてのリスクを十分に認識しており、個人情報の保護を図るべく個人情報保護方針を定めております。この運用を徹底するとともに、情報アクセス権を制限するとともに管理者により適切に管理しております。また、個人情報保護についての社内教育を実施してまいります。

